

進路だより

北九州市立特別支援学校
北九州中央高等学園 進路支援部
令和5年7月14日(金)
第11号

◆**実習報告会**◆

6月26日(月)に1年生、28日(水)に2、3年生の実習報告会を行いました。実習の様子をスライドに流しながら、生徒自身が成果と課題を中心に発表していきましました。校内実習を行った1年生は、「大きな声で自分から挨拶や返事ができるようになりました。」等、校外で実習した2、3年生では「安全に気をつけながら、スピードをあげて作業することができました。」「分からないことは、意識してすぐ質問するように心がけました。」等が成果として報告できていました。発表時には、少し緊張した様子がうかがえましたが、最後までどの生徒も頑張っていました。課題となったところは、家庭生活や学校生活の中で改善していき、卒業後の素敵な社会人を目指し、頑張ってください。



◆**後期産業現場等における実習について**

◆**実習先が決まるまで**◆

- ①実習先の希望調査(職種別等を考慮して)
- ②生徒との面談(今までの実習先等を踏まえ希望確認)
- ③実習希望先の調整(希望職種や通勤時間の調整)
- ④実習希望先の決定(生徒や保護者と確認)
- ⑤実習依頼(調整つき次第 実習希望先に伺います)
- ⑥面接(10月16日 月曜日より開始)
- ⑦通勤練習(11月8日 水曜日)
- ⑧産業現場等における実習(11月13日 月曜日 ~ 24日 金曜日)



以上のような手順で実習本番を迎えます。なお校外での実習実施にあたり保護者の方には、面接や巡回等で実習先へ出向いていただくようになりますので、ご協力をお願いいたします。

◆**卒業後障害福祉サービス事業の利用を希望される方々へ**◆

障害福祉サービスを利用するためには、北九州市から発行される『障害福祉サービス受給者証』が必要です。その『障害福祉サービス受給者証』をいただくためには、『障害支援区分認定』を受け、事前にどのような支援やサポートが必要かを把握し、利用するにあたって給付のための申請を行う必要があります。



『障害支援区分認定』とは、障害者総合支援法で、公平なサービスを利用することや必要な支援を明確にするために、障害者の特性や必要とする支援の程度を総合的に表すための指標になります。『障害支援区分認定』では、区分が6段階に分けられており、その区分によって利用できるサービスに差が生じてきますし、申請を行わなければ認定を受けることは出来ません。

障害福祉サービス事業所の利用を検討している方は、まずは『障害支援区分認定』を受けるために申請を行いましよう。申請は、18歳の誕生日を迎える3カ月前から又は18歳を迎える年度の7月より居住区役所の保健福祉課で申請ができます。申請後は、訪問調査として市職員が聞き取り調査に伺うようになっています。

申請する前、進路支援部までご相談ください。訪問調査を受ける際のポイントをお伝えします。